

## I. 中国の税制

### 1. 中国税制の概要

中国の税金は下記のように、所得税、流通税、資源税、財産税、行為税、特定目的税、並びに農業税に大きく分類され、一部の税金について適用対象が中国内国企業及び中国人と外国投資企業・外国企業及び外国人とに分離されている点が特徴的です。なお、中国税務当局は税制改正を期に適用対象の統合を進めており、1994年の税制改正では個人所得税と流通税の統合がなされており、現在企業所得税の統合が予定されています。

		対象企業・個人	
		中国内国企業、中国人	外国投資企業・外国企業、外国人
所得 税	企業所得税	企業所得税	外国投資企業・外国企業所得税
	個人所得税	個人所得税	
流 通 税	流通税	増値税（付加価値税であり、物品販売が課税対象） 営業税（取引ごとに課税、役務提供・無形資産取引が課税対象） 消費税(奢侈品が課税対象、蔵出時に課税) 関税	
そ の 他 諸 税	資源税	資源税	
		土地使用税	（土地使用費が課される）
	財産税	房産税	城市房地產税
		車両船舶使用税	車両船舶使用鑑札税
	行為税	印花税（印紙税に相当）、契約税、屠宰税、宴席税、車両購入税	
	特定目的税	固定資産投資方向調節税	
土地増値税、城市維護建設税			
農業税	農業税、耕地占用税		

### 2. 徴税体制

中国では徴税及び税収確保のために、1994年の税制改正に当たり分税制を導入した。分税制とは税収、税目及び納税主体別に、徴税機関及び税収配分先を中央及び地方に分類するものであり、財源別に中央税・地方税・中央地方共通税に分けられる。国家税務局及び地方税務局が税目別に所管しています。

主要税金の管理分類は以下のとおりです。

所管税務局	国家税務局		地方税務局
財源・税種	中央税	共通税	地方税（共通税）
所得税	外資企業所得税 企業所得税	-	個人所得税
流通税	消費税、関税	増値税（国 75%、 地方 25%）	営業税
その他	資源税（石油開 発）	-	印花税、その他の資源税（共通税）、 土地増値税、土地使用税、契税等

注記：深圳では外資企業所得税の所管税務局は地方税務局となっています。

### 3. 税目の概略及び日本の税目との比較

(1)税目の概略は以下のようになっています。

	税目	対象及び特徴	税率、申告
所得 税	外資企業所 得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外資企業の(全世界)所得が課税対象</li> <li>・非居住者外国企業の源泉徴収を規定</li> <li>・優遇税制を規定</li> <li>・二重課税回避は外税控除方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 33%</li> <li>・ 年度申告</li> <li>・ 源泉納付は翌月 5 日</li> </ul>
	個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得種類ごとに税率及び申告期限を規定</li> <li>・ 給与所得は月次確定申告 (基礎控除以外の所得控除はない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5% ~ 45%</li> <li>・ 毎翌月 7 日以内</li> </ul>
	企業所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国国内企業の(全世界)所得が課税対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 33%</li> <li>・ 年度申告</li> </ul>
流 通 税	増値税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付加価値税に相当</li> <li>・ 物品販売、加工業務が課税対象取引</li> <li>・ 輸出免税・還付制度あり</li> <li>・ 仕入増値税額が売上増値税額を超える場合は、還付でなく繰越し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13%、17%</li> <li>・ 毎翌月 10 日以内</li> </ul>
	営業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各取引段階で課税（仕入控除・相殺は不可）</li> <li>・ 役務提供、無形資産、不動産の譲渡・貸与、 建築、輸送等の取引が課税対象取引</li> <li>・ 輸出免税制度はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3%、5%(娯楽除く)</li> <li>・ 毎翌月 10 日以内</li> </ul>
	消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類、煙草、乗用車、ガソリン等の奢侈品が 課税対象</li> <li>・ 生産者及び輸入者に課税(蔵出時に課税)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3% ~ 45%(従価税)</li> <li>・ 従量税を併用</li> <li>・ 毎翌月 10 日以内</li> </ul>

	関税	・ 課税対象物品の輸出入が課税対象 (輸入増値税も一括して徴収)	・ 0% ~ 270% ・ 通関時に納税
資源税	資源税	・ 原油、天然ガス等の開発及び生産が課税対象	・ 従量税 ・ 毎翌月 10 日以内
	土地使用税	・ 課税対象地域での土地使用が課税対象 ・ 中国国内企業が対象(外資企業には土地使用費が課される)	・ 0.2 元 ~ 10 元/m <sup>2</sup>
財産税	都市房地產税	・ 課税対象地域内家屋の所有及び貸与が課税対象	・ 所有 : 1.2% ・ 貸与 : 12%
	車両船舶使用鑑札税	・ 車両及び船舶の所有が課税対象	従量税
行為税	印花税	・ 課税文書(契約書)、認可証、会計帳簿が貼付対象 ・ 中国国内資産(出資持分含む)関連契約は国外で実行されても適用	・ 0.003% ~ 0.1% ・ 印紙購入時納税
	契税	・ 土地使用権及び建物の売買、贈与、交換等が課税対象(納税者は譲受人)	・ 3% ~ 5% ・ 契約後 10 日以内
特定目的税	土地増値税	・ 国有土地使用権及び建物・付属設備の譲渡が課税対象(納税者は譲渡人)	・ 30% ~ 60% ・ 契約後 7 日以内
	固定資産投資方向調節税	・ 中国国内での固定資産投資が課税対象 ・ 中国国内企業のみを対象	・ 0% ~ 30%
	都市維護建設税	・ 納付流通税(増値税、営業税、消費税)が課税標準	・ 1% ~ 7%

## II. 「中国税務の実務と対策」のご案内

### 1. ご紹介

「中国税務の実務と対策」は、中国進出企業に必要な税務について、中国税務のエキスパートが解説しています。中国税制の解説やわが国の税制との比較、各主要税務法令・通達・条約の日本語訳に加えて、解釈上のポイントを詳細に解説しております。また、事例研究では、直面しやすい疑問や問題点を厳選して解説していますので、制度理解・実務対応の両面をサポートできます。

## 2. 内容構成

### 第1編 各税法の解説

- 第1章 中国の税制の概要
- 第2章 外資企業所得税
- 第3章 個人所得税
- 第4章 増値税
- 第5章 営業税
- 第6章 税収徴収管理法
- 第7章 移転価格税制
- 第8章 その他の税法の概要

### 第2編 個別税制・課税問題の解説

- 第1章 PE 課税
- 第2章 駐在員事務所の課税問題
- 第3章 企業再編税制
- 第4章 ハイテク優遇税制
- 第5章 出向者の個人所得税
- 第6章 輸出増値税の還付問題

### 第3編 租税条約

- 第1章 日中租税条約
- 第2章 中国・香港二重課税防止規定

### 第4編 事例研究

- 第1章 外資企業所得税
- 第2章 外資企業所得税と営業税
- 第3章 個人所得税
- 第4章 増値税
- 第5章 営業税
- 第6章 その他